

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和6年2月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	7件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200658号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300086号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年2月1日から同年12月21日に訂正し、同年2月から同年11月までの各月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成30年2月1日から同年12月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年2月1日から同年12月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のA事業所における平成30年2月1日から同年12月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年2月から同年8月までの各月の標準報酬月額は24万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を30万円、同年9月から同年11月までの各月の標準報酬月額は24万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を28万円とする。

平成30年2月から同年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA事業所における平成30年7月10日の標準賞与額を、5万円に訂正することが必要である。

平成30年7月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 4 請求者のA事業所における平成30年12月10日の標準賞与額を、10万円に訂正することが必要である。

平成30年12月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成2年生  
住 所 :
- 2 請求内容の要旨  
請 求 期 間 : ① 平成30年2月1日から平成31年2月1日まで  
② 平成30年7月10日  
③ 平成30年12月10日

私は、A事業所の正社員として平成31年1月末まで同事業所に勤務していたが、退職後、全国健康保険協会B支部から同事業所における健康保険の被保険者資格喪失年月日を平成30年2月1日として、医療費の返納に係る催告状が送られてきた。

そこで、A事業所に対して、年金事務所を通じ、請求期間①について、厚生年金保険と健康保険の被保険者資格喪失年月日を平成31年2月1日に訂正するよう求めたが、当該期間

に係る年金記録の訂正は行われず、請求期間②及び③に係る賞与記録も漏れていることから、当該各期間に係る年金記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成30年2月1日から同年12月21日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書、A事業所から提出された請求者及び複数の元同僚に係る給料支払明細書、事業主の回答及び陳述、元同僚の回答、C市提出の請求者に係る令和2年分給与支払報告書（個人別明細書）並びに雇用保険の記録を踏まえると、請求者の同事業所における勤務期間の終期を特定することはできないものの、請求者は、少なくとも当該期間に厚生年金保険の被保険者要件を満たした上で同事業所に継続して勤務していたと推認でき、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年2月1日から同年12月21日に訂正し、同年2月から同年11月までの各月の標準報酬月額については、請求者から提出された同年3月分から同年12月分までの各月の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成30年2月1日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成30年2月1日から同年12月21日までの期間に係る標準報酬月額について、請求者から提出された平成29年10月分から同年12月分までの各月及び平成30年4月分から同年6月分までの各月に係る給料支払明細書から、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成30年2月から同年11月までの各月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、同年2月から同年8月までの各月は24万円（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を30万円、同年9月から同年11月までの各月は24万円（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を28万円とすることが妥当である。

ただし、平成30年2月から同年11月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①のうち、平成30年12月21日から平成31年2月1日までの期間について、関連資料及び周辺事情から請求者のA事業所における勤務期間の終期を特定することはできないところ、i) D労働局から提出された請求者の同事業所に係る雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）によると、平成30年12月21日以降、請求者の給与形態は時給制に変更となった旨が記載されていること、ii) 同事業所から提出された平成31年1月分給料支払明細書によると、同年1月分給与の支給対象期間である平成30年12月21日から平成31年

1月20日までの期間に係る労働日数及び基本給が、それより前の期間に係る給料支払明細書に記載の労働日数及び基本給を大幅に下回っていること、iii)平成31年1月21日から同年2月1日までの期間について、同事業所は、請求者に対して給与の支払は行っていないと回答していることを踏まえると、平成30年12月21日から平成31年2月1日までの期間において、請求者が、当該期間より前の期間と同様に厚生年金保険の被保険者要件を満たして勤務していたと推認することはできない。

また、請求者に係る平成31年1月分給料支払明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認することはできない上、A事業所は、同年1月分給与が請求者に対して支払った最後の給与であると回答していることから、請求者の平成30年12月及び平成31年1月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできず、このほかに、平成30年12月21日から平成31年2月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①のうち、平成30年12月21日から平成31年2月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として勤務していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間②について、請求者から提出された平成30年7月10日支払の賞与に係る給料支払明細書及びA事業所の回答により、請求者が当該期間に同事業所から賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、請求期間②の賞与に係る給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることを確認することはできず、A事業所も、当該賞与から厚生年金保険料を控除していないと回答していることから、当該期間の賞与について、厚生年金特例法に基づく訂正を行うことはできない。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、当該期間の賞与に係る給料支払明細書により確認できる賞与額から、5万円に訂正することが妥当である。

ただし、請求期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 請求期間③について、請求者から提出された平成30年12月10日支払の賞与に係る給料支払明細書及びA事業所の回答により、請求者が当該期間に同事業所から賞与の支払を受けていたことが認められるところ、当該賞与は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日より前に支払われ、かつ、被保険者の資格を喪失した月に支払われた賞与となる。

しかしながら、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定によると、厚生年金保険被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入し、厚生年金保険料は計算の基礎となる各月につき、徴収するものとされていることから、請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料は、当該規定に基づき、保険料徴収の対象とはならない。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、当該期間の賞与に係る給料支払明細書により確認できる賞与額から、10万円に訂正することが妥当である。

ただし、請求期間③に係る賞与の支払年月日は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日より前の日であることから、当該期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第19条第1項及び同法第81条第2項の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300454号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300087号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年7月14日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成29年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年7月14日

請求期間にA社から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、同社の事務担当者が請求期間当時に賞与支払届を提出するのを失念していたため、年金給付に反映されない記録となっているので、請求期間に係る賞与記録を年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300488号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300088号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間の賞与支払年月日を平成22年5月25日とし、標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成22年5月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年5月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年5月

厚生年金保険の記録によると、A社から請求期間に支払われた賞与(業績報酬)について、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る業績報酬の明細書及び業績報酬支払計算書により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払を受け、標準賞与額の上限額である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、前述の業績報酬支払計算書に記載されている支払日から、平成22年5月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300295号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300089号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成14年10月1日から平成15年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年10月から平成15年3月までの各月の標準報酬月額は24万円を26万円、同年4月から同年6月までの各月の標準報酬月額は24万円を32万円とする。

平成14年10月から平成15年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成14年10月から平成15年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成14年10月1日から平成15年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年10月から平成15年3月までの各月の標準報酬月額は26万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を36万円、同年4月から同年6月までの各月の標準報酬月額は32万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を36万円とする。

平成14年10月から平成15年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年10月1日から平成15年7月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者が、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月までの各月は 26 万円、同年 4 月から同年 6 月までの各月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間について、請求者から提出された給与明細書により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額から、36 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 14 年 10 月から平成 15 年 6 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300274号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300090号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成9年10月20日、喪失年月日を平成23年1月4日とし、標準報酬月額については、平成9年10月から平成18年9月までの各月は20万円、同年10月から平成22年12月までの各月は9万8,000円とすることが必要である。  
平成9年10月20日から平成23年1月4日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等  
氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :
- 2 請求内容の要旨  
請求期間 : 平成9年10月20日から平成29年4月1日まで  
請求期間当時、事情があつて実際とは異なる氏名及び生年月日を使ってA社に勤務していたところ、給与から厚生年金保険料が控除されていた。  
しかし、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成9年10月20日から平成23年1月4日までの期間について、請求者は、実際とは異なる氏名及び生年月日(以下「別の氏名及び生年月日」という。)を使ってA社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録において、別の氏名及び生年月日と一致する同社における厚生年金保険被保険者記録(以下「別名による被保険者記録」という。)が確認できる。  
また、オンライン記録によると、別名による被保険者記録は、請求者がA社で使用していたとする別の氏名及び生年月日と同じ氏名及び生年月日の基礎年金番号により管理されているところ、当該基礎年金番号により管理されている年金記録は当該被保険者記録のみであり、このほかに当該氏名及び生年月日に係る別の基礎年金番号及び厚生年金保険手帳記号番号は見当らない上、別名による被保険者記録に係る基礎年金番号に収録されている住所は、請求者が同社の社員寮の場所として記憶している住所と符合している。  
さらに、請求者は、別の氏名及び生年月日が記載されたA社に係る健康保険被保険者証を提出しているところ、当該健康保険被保険者証に記載されている資格取得年月日は、前述の被保険者記録と一致している。  
加えて、請求者は、A社の元同僚として複数の氏名を挙げているところ、オンライン記録によると、同社の厚生年金保険被保険者の中に、請求者が元同僚として挙げた氏名と一致する者が複数確認できる。  
また、請求者は、A社に勤務していた当時の自身であるとする顔写真を提出していると

ころ、オンライン記録において、請求期間に同社で厚生年金保険被保険者記録のある者のうち、同社の元事業主を含む複数の者が、当該顔写真の人物について、請求者が同社で使用していたとする氏名の人物であること及び同人が同社に勤務していたことを回答又は陳述しており、このうち同社の元事業主は、当該顔写真の人物について、14年から15年程度の期間、同社に勤務していたと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち平成9年10月20日から平成23年1月4日までの期間において、別の氏名及び生年月日でA社に勤務していたことが認められることから、別名による被保険者記録は、請求者の記録とすることが妥当であり、事業主は、請求者について、平成9年10月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得する届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められ、請求者は、被保険者資格取得後、同社が平成23年1月4日に適用事業所でなくなるまでの期間において、同社で厚生年金保険の被保険者となっていたと認められる。

また、請求期間のうち平成9年10月20日から平成23年1月4日までの期間に係る標準報酬月額については、別名による被保険者記録から、平成9年10月から平成18年9月までの各月は20万円、同年10月から平成22年12月までの各月は9万8,000円とすることが妥当である。

- 2 請求期間のうち平成23年1月4日から平成29年4月1日までの期間について、オンライン記録によると、A社は平成23年1月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同社の元事業主は、同社が適用事業所でなくなった時のことははっきり覚えておらず、当時の資料もなく不明である旨回答又は陳述しており、同社の社会保険事務担当者からも回答が得られないことから、当該期間に同社が適用事業所となる要件を満たしていたか否かについて確認することはできない。

このほか、請求期間のうち平成23年1月4日から平成29年4月1日までの期間について、請求者のA社における勤務実態を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間のうち平成23年1月4日から平成29年4月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300307号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300091号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間の賞与支払年月日を令和2年12月25日とし、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、令和2年分の給与所得の源泉徴収票並びに同年の給与及び賞与に係る支給明細書から判断すると、請求者は、A社から請求期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票等により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の預金通帳の取引年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300311号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300092号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間の賞与支払年月日を令和2年12月25日とし、標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和2年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月

請求期間にA社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る支給明細書及び令和2年分の給与所得の源泉徴収票により、請求者は、A社から請求期間に賞与の支払を受け、8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、A社の複数の同僚に係る預金通帳の取引年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。